

大分大学医学部附属病院腫瘍センター細則

平成20年11月26日制定

平成20年医学部附属病院細則第4-7号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程1-22号）第10条第6項の規定により、大分大学医学部附属病院腫瘍センター（以下「センター」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、質の高いがん治療を提供するとともに、大分大学医学部附属病院のみならず、地域における専門的ながん医療に携わる医療人を育成することにより、大分県のがん医療水準の向上及びその推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) がんの集学的治療（手術，化学療法，放射線治療など）に関すること。
- (2) 診療科間のがん診療連携の企画・運営に関すること。
- (3) がん登録に関すること。
- (4) がん治療成績の取りまとめ及び情報提供に関すること。
- (5) 緩和ケアによる患者のQOLに関すること。
- (6) がん治療に関する地域医療機関等との連携及びその推進に関すること。
- (7) がん予防及び診療に関する研修並びにその推進に関すること。
- (8) がん予防及び診療に関する研究の推進に関すること。
- (9) がん診療相談支援に関すること。
- (10) がんゲノム医療に関すること。

(センター長)

第4条 腫瘍センター長（以下「センター長」という。）は、病院長の命を受け、センターの業務を総括し、職員を指揮監督する。

(副センター長)

第5条 腫瘍センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

(部門及びセンター)

第6条 センターに次の各号に掲げる部門及びセンターを置く。

- (1) 化学療法部門

- (2) 緩和ケアセンター
- (3) 院内がん登録部門
- (4) がん相談支援センター
- (5) がんゲノム医療部門

2 前項各号に規定する部門及びセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第7条 センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 医療情報部副部長
- (4) 総合患者支援センター副センター長
- (5) 放射線部の医師 1人
- (6) 副薬剤部長
- (7) 副看護部長 1人
- (8) 内科系及び外科系の医師 若干人
- (9) 化学療法部門代表 1人
- (10) 緩和ケアセンター長
- (11) 院内がん登録部門代表 1人
- (12) がんゲノム医療部門代表 1人
- (13) 医事課長
- (14) その他センター長が必要と認める者

3 前項第5号、第7号から第9号まで、第11号、第12号及び第14号の委員は、病院長が指名する。

4 第2項第5号、第7号から第9号まで、第11号、第12号及び第14号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

7 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

8 運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

9 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

10 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

11 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成20年11月26日から施行する。
- 2 この細則施行後、最初に任命される第8条第2項に規定する委員の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 大分大学医学部附属病院腫瘍センター規程（平成19年医学部附属病院規程第4－6号）は廃止する。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4－39号）

この細則は、平成21年3月25日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4－8号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4－8号）

この細則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年医学部附属病院細則第4－10号）

この細則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4－22号）

この細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1－6号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年医学部附属病院細則第4－2号）

この細則は、平成30年6月1日から施行する。